　　　町史編さん業務委託公募型企画提案（プロポーザル）実施要領

１　業務の目的

既刊の「白糠町史」の続きとなる平成年間を中心とした資料を調査・収集・整理・保存し、編さんすることにより、その記録を正しく後世に伝えていくとともに、広く町民が白糠の歴史に関心を持ち、先人への感謝と郷土の歴史や文化に対する町民の理解と愛着を深め、将来のまちづくりにつなげていくことを目的に、「白糠町史」の編さんに取り組む。

この編さん業務については、執筆者の選定や執筆作業の進行管理など、特殊なノウハウと人材のネットワークが必要であるとともに、長期に及ぶ事業であり、完成までの継続性の確保も重要であることから、資料の収集・調査・整理・分析をはじめ、原稿執筆、監修、編集校正、印刷製本、納品業務について、公募型企画提案（プロポーザル）方式により最も適格と判断される受託者を選定し委託する。

　〇留意事項

　　本委託業務に関する予算は現在、令和７年度白糠町一般会計予算の策定途中

であり、令和７年第１回白糠町議会定例会において、本事業に係る予算案が可

決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行わない。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生

じた場合にあっても、白糠町はその損害について一切負担しない。

２　業務の概要

　(1) 業務名：町史編さん業務委託

　(2) 業務内容：別紙、仕様書のとおり。ただし、契約時における仕様は、受託

　　候補者として選定された事業者の提案内容に応じて、仕様書を変更すること

　　がある。

　(3) 委託期間：契約締結日から令和11年３月31日

　(4) 納入場所：白糠町企画総務部総務課

　(5) 契約方法： 公募型企画提案（プロポーザル）方式による随意契約

　(6) 委託料の上限額：49,940,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

　　令和７年度から令和10年度までの間、事業の進捗に応じて、契約額を上限

　　として支払う。支払いは、請求書を受理した日から30日以内に行うものと

　　する。

３　全体スケジュール

募集要領の公表：令和７年２月21日（金）

募集要領の配布：令和７年２月21日（金）～３月４日（火）（土・日・祝日を除く。）8:30～17:00

質問書の受付期間：令和７年２月21日（火）～３月４日（火）

質問回答期限：令和７年３月６日（木）

参加表明書等の提出期限：令和７年３月７日（金）

企画提案書等の提出期限：令和７年３月18日（火）

プロポーザル審査の実施通知：令和７年３月19日（水）

プロポーザル審査：令和７年３月21日（金）

選定結果の通知：令和７年３月24日（月）

選定結果公表：令和７年３月25日（火）

契約締結：令和７年４月４日（金）（予定）

４　参加資格

本提案への参加資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

(1) 白糠町競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項に規定する者に該当しないこと。

(3) 現に白糠町から指名停止措置又は排除措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法に基づく更生開始の申立て、又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 自治体史の編集に精通し、進行管理や定期的な助言を行える者及び執筆者を確保できること。また、刊行後の資料の保管・活用等について助言できるもの。

５　優先交渉権者の選定方法

(1) 優先交渉権者は、参加表明書を提出した者の中から選定する。

(2) 優先交渉権者は、町史編さん業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の選定に基づき町長が決定する。

(3) 選定委員会は、提案書等の内容について書類を審査し、順位をつける。

次に企画提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行う。あらかじめ定めた評価基準書及び経費見積書の評価に基づき審査を行って、選定委員の平均評価点の最も高い者を選定し、優先交渉権者として町長に報告するものとする。

ただし、選定委員会で審査した結果、その平均評価点が100点満点中70点に達しない場合は選定しないものとする。

(4) プロポーザル参加表明者が１者の場合でも、プレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

(5) 選定結果は、町ホームページで公開するとともに、参加したすべての事業者に通知する。

６　選定委員会の構成

(1) 選定委員会は白糠町職員で構成する。

(2) 選定委員会の会議及び議事録は非公開とする。

７　企画提案に関する質問受付及び回答

　(1) 質問の方法等

質問は様式第６号の質問書を電子メールに添付して行うものとし、訪問や電話等での質問は受け付けない。なお、質問は参加表明書、企画提案書等提出書類の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受付けるものとする。

(2) 質問の提出先

　　白糠町企画総務部総務課情報統計係　町史編さん担当

　　メールアドレスjoho@town.shiranuka.lg.jp

(3) 質問書への記載事項

会社名、担当者名、電話番号、メールアドレス、質問内容

送信メールの件名は、「【事業者名】町史編さん業務委託質問事項」とする。

(4) 受付期限

令和７年３月４日（火）17時00分（必着）

(5) 回答方法

すべての質問及び回答について、令和７年３月６日（木）までに参加者全員にメール送信する。

８　参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和７年３月７日（金）17時00分（必着）

(2) 提出場所

白糠町企画総務部総務課情報統計係　町史編さん担当

(3) 提出書類

ア　様式第 1 号 参加表明書

イ　会社概要（様式は任意）

(4) 提出方法

様式 1 及び会社概要を持参又は郵送（必着）のこと。

※　持参の場合は８時30分から17時00分まで（土・日・祝日を除く。）

９　企画提案書等及び経費見積書の提出

(1) 提出期限

令和７年３月18日（火）17時00分（必着）

(2) 提出部数

各10部（正本１部、副本９部）

(3) 提出書類

ア　企画提案書の提出について…様式第２号

イ　企画提案書（表紙）…様式第３号

ウ　企画提案内容…様式は任意（Ａ４)

(ｱ) 編集の基本方針の実現方法

(ｲ) 構成・目次

(ｳ) 資料の収集・調査

(ｴ) 整理・分析

(ｵ) 原稿執筆

(ｶ) 監修

(ｷ) 編集構成

(ｸ) 印刷製本

(ｹ) 工程表

エ　業務実施体制…様式第４号

オ　業務経歴書…様式第５号

カ　経費見積書…様式は任意であるが、次のとおり記載すること。

契約期間は、令和７年度から令和10年度末までとし、各年度における支払金額は令和７年度は11,000,000円、令和８年度は12,980,000円、令和９年度は20,680,000円、令和10年度は契約金額の残額を上限とし、各年度末に１回払いを予定するので、企画提案における各年度の見積額がその年度の業務量及び積算額に妥当性があると認められる金額で見積ること。

支払いは、報告書（前月の作業進行状況について翌月15日までに書面で町に報告する）及び「制作スケジュール」で定めた工程が着実に行われていることを示すデータ・原稿等を確認の上、受託者の請求に基づき支払うものとする。

令和10年度については、成果物の納品等すべての委託業務終了後、支払うものとする。

(ｱ) 見積書は、令和７年度から令和10年度までの年度ごとの見積額と４年度分の全体の総額がわかる見積書とし、年度ごとの見積書は、内訳として工程表に記載した各年度の予定業務ごとに見積金額の算出根拠を詳細に記載し、消費税及び地方消費税は別途明示する。

全体の見積合計金額には消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

(ｲ) 見積書の件名は「町史編さん業務委託」、あて先は「白糠町長」とし、事業者の代表者名（契約権限のある支店長等代理人でも可）を記載し、代表者印を押印すること。

(4) 提出場所

白糠町企画総務部総務課情報統計係

(5) 提出方法

持参又は郵送

※ 持参の場合は８時30分～17時00分（土・日・祝日を除く。）

(6) 提案書の作成要領

ア　提出書類はＡ４縦長又はＡ４横長で統一し、左ホチキス綴りとすること。

イ　企画提案書類は、本応募要領及び別紙仕様書に従い記載のこと。

ウ　企画提案内容は全て横書きとするが、一部デザイン等の場合は縦書きも可とする。

また、文字サイズは 10.5 ポイント以上とし、ページ数は10ページを超えない範囲とする。

エ 見本等は、必要最低限の添付を認める。

オ 添付する工程表の様式は自由とするが、各年度における作業工程種別ごとに業務の進捗計画を記載する。

(7) 留意事項

ア　提案書作成に要した一切の経費は提案者の負担とする。

イ　提案書に含まれる特許権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものの使用の結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

ウ　提案書の著作権は、提案者に帰属する。（提案の審査のための複写を認めること。)

エ　提案者は、一つの提案しか行うことができない。

オ　提出後の提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。ただし選定委員会から指示があった場合はこの限りでない。

カ　提出書類一式は、審査結果に関らず返却しない。

キ　提案者に対して、町の意向を提案する場合がある。

ク　提出された企画提案書は、本プロポーザル以外には使用しないが、白糠町情報公開条例に基づく公文書として取扱う。

ケ　本要領に定めるもののほか、必要な事項は事務局が定める。

コ　３事業者を超える企画提案書等の提出がある場合は、企画提案書等による書類審査のうえ、上位３事業者を本プロポーザルへの参加事業者とする。

10　選定委員会の開催

(1) 開催日時・会場

プレゼンテーション

令和７年３月21日（金）※時間・会場は別途通知する。

(2) プレゼンテーション（公開で行うが、他の提案者の傍聴は不可とする）

ア　説明者は、提案者１者につき３名までとする。

イ　原則として、業務責任者となる予定者は出席すること。

ウ　提案者１者当たりの時間は、プレゼンテーション20分以内及び質疑応答20分以内とする。

(3) 留意事項

ア　プレゼンテーションは、提出した提案書に基づき行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン、プロジェクターを用いた説明は認める。

イ　選定委員会は非公開であり、選定経緯及び理由に関する問い合わせには一切応じないものとする。

11　評価基準

評価は下記の基準項目に基づき実施し、委員の評価点の平均点数が最も高い者を優先交渉権者として選定する。ただし、平均点数が同点の企画提案者が複数ある場合は、⑴の評価点が高い者を選定し、なお同点の場合は⑵の評価点が高い者を選定し、次に⑺の評価点が高い者を選定する。

(1) 企画提案（企画・執筆・編集）

(2) 業務推進体制・進行管理体制

(3) 校正体制

(4) 過去における類似業務の実績（発注者、業務内容、契約金額、業務の概要）

(5) 印刷・製本の体制

(6) その他（特別な提案に加点する）

(7) 見積金額の妥当性

12　失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出書類に虚偽記載があった場合

(2) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合

(3) 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにも関らず、期限内に提出されなかった場合

(4) 選定通知日から契約締結日までに本町の入札参加資格停止の措置を受けた場合

13　事務局

〒088-0392

北海道白糠郡白糠町西１条南１丁目１番１　白糠町役場

企画総務部総務課情報統計係

担当：山本

TEL：01547-2-2171

FAX：01547-2-4659

E-MAIL：joho@town.shiranuka.lg.jp